

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平省令	○財務省
発行	振替	額最低	払込額	発行	発行	用振替	の法律項及	發行	名称及び	件等を次	国債の發行等に
行価	單位	額面金	金額	方法	方法	法項の適	法律及び根	号記	年六月と	三十一年七月	告示第
格	日	位	金	額	法	適	そ	拠	年八月	八月八日	二百五十七号
錢額	平	す額の	振	五八九	十額い募	社	条九特十利	利	おり告	六月七日	第六百五十七号
面成	成	るの記	替	百十五	十面に集	債	年第別付	付	示	八日	第十一項
金二。	。整	載法	円	一万金	十五面	債	四年別付	付	する	に告	昭和五十
額十	數又	の規	円	よ取機	集替適	、	一法會回	付	示	示	第七十七号
百六	倍は規	の記定	億	機用	下へ平	、	國庫	利	する。	行	。した
円年	の記定	金錄に	円	一萬金	「振成十	株式	計	券	利	行	項の規
に七	金錄に	額はよ	千	額る扱	三年	等	に	券(十年)	付	し	定に
つき七	額はよ	に、る	九	關を受	十三年	の振替	二	三十	利	た	昭和五
百日	よ最振	に、る	千	機關は日	法律	法	十	三	付	利	七十
円三	る低替	も額口	五百	行關に	第	等の振替	十	三	國	付	七年大
十二	も額口	の面座	万	銀行によ	七	に	三	四	債	基づ	藏
	と金簿	と金簿	六	募集中	十五	する	関する	平成	太郎	の發	、
			千	の取扱	号。	。そ	法	六	太郎	行	

の経利
払過
込利
み子率

(+) 年
○ るす出額
。るしに各募集取
期金額、次扱機
日を第算関
に払い込む式は
十八式も号に、
のによ払と規り込
す定算金

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{17}{365}$$

(-) 年
○ るす出額
。るしに各募集取
期金額、次扱機
日を第算関
に払い込む式は
十八式も号に、
のによ払と規り込
す定算金

初期利子

規下は払し払平
定、期た期成を所はしは又いだ十かのれ中れに
す次そが金と二控得外た、はてし・ら算る係るのれ中れに
る号の銀額し十除税國金前外取、三当該るものに口座ものにと得税
 $\begin{array}{l} \text{額} \\ \times 0.6 \\ \hline 100 \\ \times 1 \\ \hline 2 \end{array}$
期及翌行を、六すの法額に當該金に記載してが
日び営休支次年する税率に當該法人に當該國債を乗じた百
に第業業払の十ことをが當該債を乗じた百
つ十日日う算二とが適該式である者が發行金
い五にに。式月が乗用非に當該式である者が發行金
て号支当たに二でじを居よる非行金
同に払ただよ十きたを居よる場時額に分した前記口徵の
じ。おうるしり日る金受住り場時額に分した前記口徵の
いへと、算を。額け者算合住に(+)の金記録座収利
て以き支出支(+)る又出に者おた二額(+)さ簿さ子

十 十 十
八 七 六 五

払	払	元	償	償	後	第
込	場	利	還	還	の	二
期	所	金	金	期	利	期
日		支	額	限	子	以

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する利子を支払う。
額面金額百円につき百円
日本銀行
平成三十六年六月二十日
平成二十六年七月七日